

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	・地方税法(昭和25年法律第226号)、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用している。 ① 地方税の収納、還付、充当等を行う収納管理事務 ② 督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務 ③ 納税証明発行事務
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 (別表における情報照会の根拠となる項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部 収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩国市 総務部 総務課 文書法令班 岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5031(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩国市 総合政策部 収税課 管理班 岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5059(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

--

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岩国市情報セキュリティポリシー及び岩国市情報システム取扱規程に基づき、特定個人情報の取り扱い事務を実施している。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成28年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収税課長 片岡 久	収税課長 上田 勝久	事前	平成30年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月29日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月29日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
平成31年3月29日	I -5-②所属長の役職名	収税課長 上田 勝久	収税課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月29日時点	令和1年6月28日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和1年6月28日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和2年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月28日時点	令和2年6月30日時点	事後	しきい値の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月28日時点	令和2年6月30日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年6月30日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年6月30日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年7月29日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年7月29日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和4年7月29日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)に係る情報連携に伴う変更
令和4年7月29日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手がおこなわれる リスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	特定個人情報89(公的給付支給等口座登録簿関係情報)に係る情報連携に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日時点	令和5年7月28日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日時点	令和5年7月28日時点	事後	しきい値の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]接続しない	[]接続しない	事後	記載内容の見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	記載内容の見直しによる変更
令和6年12月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、共通宛名システム、中間サーバー	収納管理システム、滞納管理システム、共通宛名システム、中間サーバー	事前	システム更新による変更
令和6年12月26日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法会上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年12月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法会上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠となる項)27	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 (別表における情報照会の根拠となる項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月28日時点	令和6年11月20日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和6年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月28日時点	令和6年11月20日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	[○]人手を介在させる作業はない	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと思われる対策	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	11. 最も優先度が高いと思われる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分であるである	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	11. 最も優先度が高いと思われる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載なし	岩国市情報セキュリティポリシーおよび、岩国市情報システム取扱規程に基づき、特定個人情報の取り扱い事務を実施している。	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月20日時点	令和7年5月1日時点	事後	しきい値の見直しによる変更
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月20日時点	令和7年5月1日時点	事後	しきい値の見直しによる変更